



議案第二百一十一号

神倉地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十六年拾月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年十一月三十日現在の地番による。）</p>
<p>大字東小鹿字神久保</p>	<p>大字東小鹿字神久保の全域及び大字東小鹿字久保一四の四</p>
<p>大字東小鹿字久保</p>	<p>大字東小鹿字久保のうち一四の四以外の区域並びに大字東小鹿字明り三三の二の一部、三四の一の一部、三四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三三の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東小鹿字明り</p>	<p>大字東小鹿字明りのうち三三の二の一部、三四の一の一部、三四の二、四九の一部、五〇の一部、五二から五四までの一部、五五、五六の一部、五八の一部、五九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字東小鹿字下明り七四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東小鹿字下明り</p>	<p>大字東小鹿字下明りのうち七四の一部、九一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七五と一体をなす国有地の一部以外の区</p>

城、大字東小鹿字明り四九の一部、五〇の一部、五二から五四ま
 での一部、五五、五六の一部、五八の一部、五九の一部及びこれ
 らと一体をなす国有地の一部並びに大字東小鹿字山葵谷九六の一
 部、九八の一、九八の二、九九の一の一部、九九の二、九九の三、
 一〇〇の一の一部、一〇〇の二、一〇一の一の一部、一〇一の二、
 一〇二の一から一〇二の三まで、一〇三の二から一〇三の四まで、
 一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四と一体
 をなす国有地の一部

大字東小鹿字山葵谷

大字東小鹿字山葵谷のうち九六の一部、九八の一、九八の二、
 九九の一の一部、九九の二、九九の三、一〇〇の一の一部、
 一〇〇の二、一〇一の一の一部、一〇一の二、一〇二の一から
 一〇二の三まで、一〇三の二から一〇三の四まで、一〇五の一部
 及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四と一体をなす国有地
 の一部以外の区域並びに大字東小鹿字下明り九一の一部及びこれ
 と一体をなす国有地

<p>大字神倉字本山</p>	<p>大字神倉字意智操谷</p>
<p>大字神倉字本山の全域並びに大字神倉字意智操谷五八八の三、五八九から五九一まで、五九三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字神倉字意智操谷のうち五八八の三、五八九から五九一まで、五九三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>